科学技術・学術審議会情報委員会 オープンサイエンス時代における 大学図書館の在り方検討部会(第1回) 令和4年2月16日(水)

# 科学技術・学術審議会情報委員会 オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会 運営規則(案)

令 和 4 年 2 月 日 科学技術・学術審議会情報委員会 オープンサイエンス時代における 大学図書館の在り方検討部会

#### (趣旨)

第1条 科学技術・学術審議会情報委員会オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会(以下「検討部会」という。)の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令(平成12年政令第279号)、科学技術・学術審議会運営規則(平成13年2月16日科学技術・学術審議会決定)及び科学技術学術・学術審議会情報委員会運営規則(令和3年4月8日科学技術・学術審議会情報委員会)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

#### (議事)

- 第2条 検討部会は、当該検討部会に属する委員等の過半数が出席しなければ、 会議を開くことができない。
- 2 検討部会の主査が必要と認めるときは、委員等は情報通信機器を利用して会議に出席することができる。
- 3 情報通信機器を使用した出席者は、第1項に規定する出席に含めるものと する。

### (書面調查)

- 第3条 検討部会の主査は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面等を委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問うことにより、書面調査を行うことができる。
- 2 前項の規定により書面調査を行った場合、検討部会の主査が次の会議において報告をしなければならない。

#### (会議の公開)

- 第4条 検討部会の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。
  - 一 検討部会の主査の職務を代理する者の指名その他人事に係る案件
  - 二 行政処分に係る案件

三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響の生じるものとして、検討部会において非公開とすることが適当であると認める案件

### (議事録の公表)

- 第5条 検討部会の主査は、検討部会の会議の議事録を作成し、これを公表する ものとする。
- 2 検討部会の会議が、前条各号に掲げる事項について調査審議を行った場合 は、検討部会の主査が会議の決定を経て当該部分の議事録を非公表とするこ とができる。

## (雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、検討部会の議事の手続その他検討部会の運営に関し必要な事項は、検討部会の主査が検討部会に諮って定める。

以上